

令和 5年 3月

# 篠栗町議会第1回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：3月1日(水)～13日(月) 13日間)

会期	月	日	曜	区 分	開議時刻	摘 要
第1日	3	1	水	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託</li> <li>・採決(人事案・付託案件)</li> </ul>
第2日	3	2	木	考 案 日		
第3日	3	3	金	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	3	4	土	休 会		閉 庁
第5日	3	5	日	休 会		閉 庁
第6日	3	6	月	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	3	7	火	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	3	8	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第9日	3	9	木	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第10日	3	10	金	予 備 日		・議案等整理 中学校卒業式
第11日	3	11	土	休 会		閉 庁
第12日	3	12	日	休 会		閉 庁
第13日	3	13	月	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・所管事務の閉会中の継続調査の件</li> </ul>
						閉 会

# 令和5年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和5年3月1日(水) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 12番 , 1番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

第5, 議案第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
4	篠栗町個人情報保護法施行条例の制定について	総務建設 常任委員会
5	篠栗町男女共同参画推進条例の制定について	総務建設 常任委員会
6	こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
7	篠栗町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び篠栗町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
8	篠栗町印鑑条例及び篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
9	篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
10	篠栗町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
11	篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
12	特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
13	篠栗町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
14	篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
15	篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
16	篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
17	篠栗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
18	篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
19	字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について	文教厚生 常任委員会
20	町道の認定について	総務建設 常任委員会
21	町道の路線変更について	総務建設 常任委員会
22	令和4年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について	予算 特別委員会
23	令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
24	令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
25	令和5年度篠栗町一般会計予算について	予算 特別委員会
26	令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算 特別委員会
27	令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について	予算 特別委員会
28	令和5年度篠栗町水道事業会計予算について	予算 特別委員会
29	令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について	予算 特別委員会

# 令和5年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和5年3月3日(金) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	6番	田辺 弘之	議員

# 令和5年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和5年3月13日(月)午前10時開議

- 第1, 議案第4号 篠栗町個人情報保護法施行条例の制定について
- 第2, 議案第5号 篠栗町男女共同参画推進条例の制定について
- 第3, 議案第6号 子ども家庭庁設置法及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第4, 議案第7号 篠栗町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び篠栗町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第8号 篠栗町印鑑条例及び篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第9号 篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第10号 篠栗町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第11号 篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第12号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10, 議案第13号 篠栗町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11, 議案第14号 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12, 議案第15号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13, 議案第16号 篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14, 議案第17号 篠栗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15, 議案第18号 篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16, 議案第19号 字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について
- 第17, 議案第20号 町道の認定について

- 第18, 議案第21号 町道の路線変更について
- 第19, 議案第22号 令和4年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について
- 第20, 議案第23号 令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
- 第21, 議案第24号 令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第4号)について
- 第22, 議案第25号 令和5年度篠栗町一般会計予算について
- 第23, 発議第3号 議案第25号令和5年度篠栗町一般会計予算に対する附帯決議について
- 第24, 議案第26号 令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について
- 第25, 議案第27号 令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第26, 議案第28号 令和5年度篠栗町水道事業会計予算について
- 第27, 議案第29号 令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について
- 第28, 発議第1号 篠栗町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 第29, 発議第2号 篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和5年第1回(3月)

# 篠栗町議会定例会

3月1日(開会)

令和5年 第1回 定例会 会議録

日時 令和5年3月1日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	今長谷 寛	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長	栗 原 俊 孝	ま ち づ く り 課 長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	花 田 篤
住 民 課 長	有 隅 哲 哉	健 康 課 長	村 瀬 菊 子
福 祉 課 長	平 山 智 久	産 業 観 光 課 長	松 熊 大
都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁	上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範
学 校 教 育 課 長	田 中 久 善	こ だ も 育 成 課 長	松 岡 秀 策
社 会 教 育 課 長	藤 幸 三	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 伯 和 久

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	生 野 崇
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

なお、本日は広報ささぐり担当者の写真撮影を許可しております。

ただいまから、令和5年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、12番、荒牧泰範議員、1番、岩下勝正議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの13日間にしたいと思います。

これに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月13日までの13日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程を議題といたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第3号から議案第29号までの計27議案でございます。

それでは、議案第3号から議案第29号までを一括議題といたします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆さん、おはようございます。

本日、令和5年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り、誠にありがとうございました。

寒い冬も終わり、今日から3月でございます。草木の芽吹きを実感する春がやってきました。もうすぐ、篠栗の山々が1番映える濃淡色とりどりの緑に包まれる季節となることでしょう。

それでは、令和5年度の施政方針について、しばらくお時間をいただき述べたい

と思います。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻からはや1年が経過いたしました。国際秩序は混迷から脱したとは言いがたく、いつ、どこで何が勃発してもおかしくないような状況が続いております。我が国の周辺諸国においても同様でございます。ウクライナ・ロシアともに、多くの尊い人命が失われている現実を我々も直視しなければなりません。

1986年3月25日に非核・恒久平和宣言をしている篠栗町として、この戦争の早期解決と全人類の願いであるはずの世界平和と国際秩序の維持を願って、日本国として世界平和のためにさらなる力を発揮するよう、国に求めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大の恐怖に立ち向かった3年間はもうすぐ終息しようとしております。3月13日からマスクの着用は個人の判断に委ねられることになり、5月8日には感染症法の位置づけが2類から5類へ移行されることも決定いたしました。いよいよWITHコロナの時代に入っております。

篠栗町において、ワクチン接種に御尽力いただきました町内医療機関の先生方に改めて深甚なる敬意を表しますとともに、ワクチン接種に対して、御理解をいただき積極的に接種を受けていただきました町民の皆様に感謝いたします。

今後も、国の方針に則り、新型コロナウイルス感染症がインフルエンザと同じレベルの病気として、しっかりと町民の皆様の意識に浸透するよう、町としても、うがいやこまめな手洗いなど、日々の備えについての広報をしっかりと継続してまいります。

そうしたなか、福岡県町村会では、昨日開催されました定期総会において、「我々を取り巻く環境は、変異を繰り返す新型コロナウイルス感染症流行の長期化、国際情勢の不安定化に伴う経済の低迷、物価高騰など、国民生活及び社会経済活動に極めて深刻な影響をもたらしている。加えて、近年多発する自然災害に鑑み、コロナ対策をはじめ、災害からの復旧・復興の支援対策の充実に努めるとともに、住民の生活、財産を守るために、防災、減災対策のさらなる推進を図り、安全・安心な暮らしの確保とコロナ禍・コロナ後社会を見据えた社会の構築を国と地方が総力をあげて取り組んでいかなければならない。今後も、町村が自主的自律的に様々な施策を展開しうるよう、地方5団体等関係団体とも協調しながら、総意を結集して全力を尽くす決意」であるとして、

1、デジタル田園都市国家構想交付金等を拡充し、デジタルを活用した地域活性化と地方創生のさらなる推進を図ること。

1、情報通信基盤とネットワークの一層の整備をはじめとするデジタル化施策を積極的に推進すること。

1、地域から脱炭素化を図ること。

など、17項目の決議を行いました。

私は、1月3日の西日本新聞朝刊の春秋の「全国1,700余りの自治体を、国はどのような未来へ連れていくのか。」という文章を受けて、1月4日仕事始め式で職員に次のことを話しました。「国に連れていってもらった時代はもはや終わったのではないかな。いまや各省が、商店の店先よろしく、こぞって色々な新しい品揃えを試みます。そうしたなかから、私たちは、感度いいアンテナを張りめぐらし、我が町に合った政策や、国が支援する事業を取り込んで、篠栗町フォームにカスタマイズして、先進事例をつくり上げる。もう他の自治体の事例を追うときではない気がしています。

私の敬愛する稲盛和夫氏は、盛和塾という勉強会のなかで、「中小企業の社長は、まず、社員とその家族の生活を守らないかん。その上で、社業の発展のために、『ど真剣に』仕事に取り組まないかん」と、度々力強く話します。一方私たち（役場職員）は、町民の皆様の納税のおかげで、今の立場を将来にわたって安定的に維持することを約束されている身です。町長が、従業員170名の会社「篠栗町」の経営者となれば、いの一に頭に置かなければいけない職員とその家族の生活の安定は、町民の皆様が考えてくれている。これほどありがたいことはない。そう考えるならば、「私は、そして私たち篠栗町に奉職する職員は、これまで以上に『ど真剣に』仕事に取り組む余力を持っているのではないかな。今まで小出しにし過ぎているのではないかな」と思うに至りました。「全国1,700余りの自治体を国はどのような未来に連れていくのか。」の言葉を考えたとき、国に連れていかれなくてもいい、わが篠栗町が全てにおいて先進地として、新たな取り組みを重ねていく。その力を十分に私たちは蓄えてきた。これから数年は、それを一気に爆発させて「福岡県篠栗町ここにあり」と全国にその名を轟かせるときがすぐそこまできている気がします。

「カーボンニュートラルへの取り組み」「都市計画区域内の積極的な開発」「少子化に立ち向かう新たな扶養政策と教育政策」、そうした課題を皆さんとともに『ど真剣』に考え、形にしていこうではありませんか。

これまで以上に私は、職員の皆様に細かく発信し、新たな取り組みの可能性を投げかけ、職員の方々とともに成功事例をつくり上げようと思います。

2023年は篠栗町の「持続可能なまちづくり」から「間違いなく持続するまちづくり」への元年としたいと考えます。今年1年どうぞよろしくお願いいたします。

「何事も『ど真剣に』取り組みましょう。」と宣言いたしました。

令和5年度から第7次篠栗町総合計画をスタートさせます。これからの5年間の「まちづくり未来チャート」です。キーワードは、「人と人、人と自然がつながる喜びのまち」です。第6次総合計画篠栗町の「篠栗みんなの羅針盤」として、5年間取り組んできた成果や新たな課題を振り返り、新たな時代や社会状況に即した独創的と実効性のある「未来チャート」として策定したものであります。子どもたちが親世代となる20年～30年先も見据えつつ、篠栗町のまちづくりの「ビジョン」として、今後のまちづくりの指針として策定したものであります。これからの5年間、町民の皆様と一緒に、しっかりとかたちにしてまいりたいと考えますので、どうぞよろしくお願いたします。

第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中心施策であります「篠栗北地区産業団地開発事業」はいよいよ進出企業による工場建設工事が一部始まりました。三つの工場が操業開始に向けて急ピッチで準備を進めています。個性ある様々な食品系工業団地の形成と、それらを目当てに人の行き来を演出する未来志向のシンボルゾーンが形成されることを楽しみにしております。今年の秋には第1回目の創業祭を行い、人の行き来する新たな篠栗町のキーステーションとしての発信をスタートいたします。本日、この機会に初めて「篠栗北地区産業団地」を「IRUGASAS（イルガース）」と命名したことを発表いたします。今年度も引き続き、カーボンニュートラルや、新たな農業に向けた取り組み、町民がしっかりと絆を深められるような自治会の在り方への改革等、篠栗町の将来の道筋をつけるために、様々な取り組みを全力で推進することとしておりますので、何卒よろしくお願いたします。

では、令和5年度事業について、課ごとに取り組もうとしているポイントを説明いたします。

まず、議会におかれましては、議会の活性化に向けた様々な取り組みに対し心から敬意を表します。議会事務局におかれては、さらなる先進的な議会を目指して、情報収集に力を入れ、今回の改選を機にさらに開かれた議会となるよう支援いただきたいと願っております。また、一昨年新設の監査委員事務局も独立した機能をしっかりと果たしていただいております。今後とも、丁寧かつ適正な監査と、各課の業務指導をお願いただけるものと思っております。

総務費といたしまして、総務費では、総務課、財政課、財産活用課、まちづくり課、会計課、税務課、収納課、住民課が関わっております。

総務課では、自治会の活性化を図るための施策を検討することとしております。

そのため、令和5年度は多様な立場の住民が参加して意見交換をする準備会議を立ち上げます。また、災害対策・消防団機能の強化、充実を図り町民の安心・安全のための取組を更に進めてまいります。

財政課についてでございます。財政課では、町で実施する全ての入札を電子入札へと移行します。インボイス制度開始の対応をしっかりと行い、町の関係業者の皆様にご迷惑のかからないよう、まず、職員への研修を徹底いたします。また、町職員として知っておくべき財政に関する基礎的な知識の習得を目指し、採用から3年目までの職員を対象に実施します。

財産活用課では庁用車の入替えに際して、電気自動車への転換を行います。また、立体駐車場の管理委託の更新時期にあたり、現金でも支払えるように変更するなど、利便性を高めます。マイナポータルを活用して町民の皆様の利便性の向上を図ります。

まちづくり課においては引き続き、篠栗北地区産業団地におけるまちづくりのブランドデザインの構築を進めて、秋の第1回創業祭をはじめ、様々な機会を設けてイベントを行う体制づくりを進出企業や商工会観光協会と一緒に取り組みます。令和4年度2億円を超えたふるさと寄附金は、返礼品のメニュー開発及び出店サイトの増強を進め、3億8,000万円、中期財政計画に基づく目標でございますが、それを目標に推進いたします。

会計課におきましては、指定金融機関窓口1名体制となりました。将来は、指定金融機関からの要望の強い、窓口廃止も視野に入れた公金取り扱い手段の多様化を模索してまいります。

税務課・収納課につきましては、令和5年度開始する地方税統一QRコード利用による納税への対応準備に取り組むなど、自治体DX推進の観点から、様々なキャッシュレス納税サービスを推進してまいります。また、確定申告における電子申告もさらに推進いたします。

住民課でございます。令和5年度は、田中区を中心として、庄区・新町区の一部にわたる区域について、住居表示を実施いたします。また、2月16日現在で、68.5%の交付率となっているマイナンバーカードの交付率100%を目指し、休日開庁、夜間開庁を継続して実質実施いたします。

民生費、衛生費でございます。民生費、衛生費は福祉課、こども育成課、健康課、都市整備課環境係が所管しております。

福祉課におきましては、福岡工業大学との共同研究事業として、令和3年度から開始している「ささぐり元気もん活動」を継続し、参加者の運動能力に応じたコース

を分けた介護予防教室を実施いたします。

こども育成課では、新たに定員140人規模の「認定こども園篠栗どろんこ保育園」が開園し、一時預かり事業も行います。また、学校や家以外の子どもの居場所支援のための「子どもの居場所支援事業」を新規に取り組むとともに、コロナで途絶えていた「放課後子ども教室」も再開いたします。あわせて、「家庭支援事業」として、生活の支援、親子関係の構築に向けた支援事業をスタートいたします。

次に、健康課について申し上げます。町民の皆様から希望の多かったオアシス篠栗のお風呂を4月26日から再開いたします。母子保健において子育て支援のさらなる充実を目指し、出産・子育て応援交付金事業・産後ケア事業に取り組みます。新型コロナウイルス感染症対策については、接種推進室を閉じ、母子保健係にて継続して行ってまいります。

都市整備課環境係が所管するカーボンニュートラルに向けた取組みを着実に展開してまいります。令和5年度は、篠栗町脱炭素ロードマップの作成と公共施設へのオンサイトPPA事業を急ぎます。町内でも徐々に増えつつある空き家対策を解消するための条例も制定いたします。クリーンパークに建設予定の次期処理施設は、令和5年度に業者を決定するというスケジュールで事業を進めるとともに、地元対策として行う予定の周辺整備計画協議を固めてまいります。

農林水産業費・商工費、所管であります産業観光課の取組みについて申し上げます。春らんまんハイキング2023年を開催いたします。また、林業振興のため、継続事業として工事を行っておりました小葉山線林道が令和6年3月に開通することにより、林業振興による萩尾地区の活性化を目指します。消費者行政については福岡県消費者行政活性化基金事業を活用し、今後も「かすや中南部広域消費生活センター」を拠点に、継続して相談者の対応に努めてまいります。商工観光係を充実し、さらなる観光推進に努めてまいります。

次に、都市整備課が所管しております土木費について述べます。和田・津波黒地区の都市計画協議を完了させ、国道201号線沿線の開発が円滑に進むようにいたします。災害対策のための水路改修工事の継続をはじめ、側溝整備や道路維持補修など、例年どおりの取組みを行うこととしております。令和5年度も区からの要望を聞きながら優先順位を決めて実施いたします。

教育費は、学校教育課、社会教育課が所管しております。学校教育課でございます。幼・保、小・中一貫教育と、共育、「共に教育する」の「育」でございますが、共育（ともいく）の推進に取り組めます。教員の働き方改革につながる、生徒のスポ

ーツ・文化活動の最適化を図るため、令和4年第4回定例会にて制定いたしました条例に基づき、部活動の地域移行の推進を行います。小中学校におけるさらなるデジタル教材の導入と、教員サポート体制の充実を図ります。

社会教育課では、社会教育委員との連携を深め、青少年健全育成推進事業を体系化し、年度を通して篠栗・勢門・北勢門校区が同じ方向性を持って取り組みを進められるよう改革いたします。各種講演会や研修会、スポーツイベントなど、今後も感染対策をしっかりと講じて、大勢の町民の皆様にご参加いただけるよう努力してまいります。

上下水道課が所管しております水道事業において、令和2年度から施設・管路更新の5ヶ年計画を進めていますが、令和5年度は、和田・乙犬地区の配水管更新工事を継続して進めます。老朽化している第1浄水場の更新事業は、設計・施工に向けた調査業務を行うとともに、用地取得のための鑑定等準備作業を行います。以上、令和5年度の各課の主な取り組みについて説明いたしました。

諸施策取組に当たっては、これまで同様、職員一丸となって努力してまいることをお約束いたします。詳細は、当初予算特別委員会において御説明いたします。

私自身もこれまでどおり、自らが率先して関係方面との折衝・対応に当たり、町政発展のために邁進する所存でございますので、議会におかれましても、引き続き篠栗町の発展のためにご尽力賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

続きまして、本定例会に提案しております議案第3号から議案第29号までの27議案について説明をいたします。

議案第3号は「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。本議案は、現委員の西 宏円氏が、令和5年6月30日をもって任期満了となるため、後任の候補者として西 邦彰氏を法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第4号は「篠栗町個人情報保護法施行条例の制定について」であります。本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例を制定するものであります。制定の主な内容は、個人情報保護条例において定められている規定が、個人情報の保護に関する法律により全国統一的な規定として適用されることから、法に条例委任されている事項等を本条例で規定するものであります。

議案第5号は「篠栗町男女共同参画推進条例の制定について」であります。本議

案は、篠栗町における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、本条例の制定をするものであります。制定の主な内容は、男女共同参画社会を実現するための基本構想を定め、町、町民、自治組織、教育に携わる者、事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めるものであります。

議案第6号は「こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。本議案は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係条例について所要の規定を整理するため、本条例を制定するものであります。制定の内容は、法律から引用している条項の整合を図るものであります。

議案第7号は「篠栗町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び篠栗町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、篠栗町個人情報保護法施行条例の制定に伴い、篠栗町個人情報保護条例を廃止することから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、本条例中、篠栗町個人情報保護条例で規定されている事項について、篠栗町個人情報保護法施行条例及び篠栗町議会の個人情報の保護に関する条例で新たに規定されるものに改正を行うものであります。

議案第8号は「篠栗町印鑑条例及び篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、印鑑登録証明書及び住民票のコンビニ交付利用について、マイナンバーカードのみの利用としているところを、スマートフォン搭載の電子証明書でも利用できるように変更するものであります。

議案第9号は「篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本条例は、篠栗町地域防災計画の改定により、篠栗町災害対策本部の組織体制を見直すことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、災害対策本部を本部会議及び本部運営室に見直すとともに、その組織の機能や役割を明確化するものであります。

議案第10号は「篠栗町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、公益的法人等への再任用職員についても派遣できるようにすること、及び、派遣団体として、一般社団法人篠栗町観

光協会を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第11号は「篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、議会議員の報酬は、平成9年4月1日以降、額の改定が行われておらず、その間に、社会経済情勢は大きな変化を見せていること等に伴い、報酬額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。なお、篠栗町特別職給料等審議会条例第2条の規定に基づき、あらかじめ篠栗町特別職給料等審議会の意見を聴取しております。

議案第12号は「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、監査委員の報酬は、代表監査委員については、平成26年4月1日以降、議会選出監査委員については、平成10年4月1日以降、額の改定が行われておらず、その間に社会経済情勢は大きな変化を見せ、その職責は重さを増していること、また、糟屋地区内での均衡を図ることに伴い、報酬額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第13号は「篠栗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本条例は、常勤の特別職の給料は、平成9年4月1日以降、額の改定が行われておらず、その間に、社会経済情勢は大きな変化を見せ、その職責は重さを増していること、また、糟屋地区内での均衡を図ることに伴い、給料額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。なお、篠栗町特別職給料等審議会条例第2条の規定に基づき、あらかじめ篠栗町特別職給料等審議会の意見を聴取しております。

議案第14号は「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、国民健康保険税の「賦課限度額」について、後期高齢者支援金分を2万円引き上げるものであります。また、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平均平等割額を軽減する「所得判定基準」について、被保険者数に乗ずる金額を5割軽減の基準については5,000円、2割軽減の基準については1万5,000円引き下げるものであります。

議案第15号は「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する、狂犬病予防法の特例の適用により簡素化さされる犬の登録の登録事務に係る手数料について、無料とする必要があり所定の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでありま

す。

議案第16号は「篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、篠栗町総合保健福祉センターのカラオケルームを授乳室へ変更することに伴い、所要の規定を整備するため本条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、室使用料の表に定めるカラオケの項を削除するものであります。

議案第17号は、「篠栗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、障がい者施設等に入所した場合の特例を規定するものであります。

議案第18号は「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備する本条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、出産育児一時金の支給額を改正するものであります。

議案第19号は「字の区域及び区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」であります。本議案は、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定をするため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第20号は「町道の認定について」であります。本議案は、宅地開発により造成された道路及び認定基準に適合する既存道路を新規路線として町道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。認定路線名は、「津波黒地区37号線」、「高田地区31号線」、「乙犬地区37号線」、「篠栗地区61号線」及び「篠栗地区62号線」であります。

議案第21号は「町道の路線変更について」であります。本議案は、宅地開発により、既存道路の終点延長及び幅員が変更となるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。変更路線名は、篠栗地区24号線であります。

議案第22号から議案第24号までの3議案は「令和4年度補正予算」であります。

議案第22号は「令和4年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」であ

ります。当該補正予算は、令和4年度篠栗町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ8,795万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ125億3,450万1,000円とするものであります。

まず歳入につきましては、法人事業税交付金を1,800万円、地方消費税交付金を7,000万円、環境性能割交付金を100万円、地方交付税を4,881万3,000円それぞれ追加し、国庫支出金を7,743万6,000円、県支出金を3,069万5,000円それぞれ減額して、財産収入を1,100万5,000円、寄附金を4,100万8,000円、諸収入を626万4,000円、それぞれ追加するものであります。

次に、歳出の減額補正については、主に事業費の確定・入札残・経費節減等の執行残及び人件費によるものであります。

主な歳出につきましては、

総務費において、財産管理費として、光熱水費を1,200万円減額し、企画費として、ふるさと寄附金返礼品1,600万円、ふるさと寄附金支援業務委託料572万円をそれぞれ追加し、情報政策費として、委託事業交付金1,135万9,000円を減額するものであります。

民生費において、障害者福祉費として、補装具給付100万円、児童福祉費として、国庫支出金返還金120万6,000円をそれぞれ追加し、児童福祉振興費として、児童手当1,090万円を減額し、児童育成事業費として、放課後児童健全育成事業費補助金125万円を追加するものであります。

衛生費においては、予防費として、予防事業委託料2,084万6,000円を減額し、総合保健福祉センター運営費として、防災監視盤及び非常放送アンテナ架更新工事962万2,000円を追加し、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、予防事業委託料2,441万3,000円、事業運営委託料1,988万円をそれぞれ減額し、国庫支出金返還金115万4,000円を追加し、塵芥処理費として須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金6,239万1,000円を減額するものであります。

また、諸支出金においては、基金費として財政調整基金利子積立金等、3億5,147万2,000円を追加するものであります。

最後に、繰越明許費については、戸籍情報システム改修業務委託ほか4事業につきまして、総額4,683万4,000円を追加するものであります。

議案第23号は「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」であります。当該補正予算は、令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計

補正予算に、歳入歳出それぞれ666万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,826万円とするものであります。

内容は、歳出では、実績見込みにより後期高齢者医療広域連合納付金を666万6,000円の増額補正。

歳入では、後期高齢者医療保険料のうち特別徴収保険料を375万4,000円の増額補正し、普通徴収保険料を、476万8,000円の増額補正のほか予算整理を行うものであります。

議案第24号は「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第4号）について」であります。

当該補正予算は、令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を、消費税及び地方消費税の補正により、第3条収益的収入及び支出において、支出に800万円を追加し、収入的収益的支出の総額を8億5,460万2,000円とし、収益的支出額に対し1,268万5,000円の黒字予算とするものであります。

議案第25号から議案第29号までの5議案は、令和5年度の各会計の当初予算であります。

議案第25号は「令和5年度篠栗町一般会計予算について」であります。

予算総額は111億1,489万2,000円で、前年度当初予算に対し4億8,400万7,000円、4.6%の増額となっております。

主な増額の要因といたしましては、ふるさと寄附金に対する返礼品、障がい者福祉及び児童福祉サービスに係る経費や、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の増額分などであります。なお、令和5年度の予算編成につきましては、新たに策定いたしました第7次総合計画を踏まえ、限られた歳入財源を有効に利用できる事業等を選択し、歳出削減に努めております。それでは、歳入歳出の主なものを御説明いたします。

歳入の主なものといたしましては、まず、町税は、たばこ税などにおいて増収を見込んで、対前年度比5,393万8,000円増の33億8,714万円を計上するものであります。次に、地方交付税は、対前年度比6,611万5,000円増の20億6,566万5,000円を計上するものであります。

次に、国庫支出金は、新型コロナウイルス関連の減額等で対前年度比5,691万8,000円の減の16億2,924万6,000円を計上するものであります。

次に、県支出金は、障がい者福祉及び児童福祉費のサービスに係る県費負担金などにより対前年度比9,027万5,000円増の10億5,404万7,000円を計上するものであります。

次に、寄附金は、ふるさと納税寄附金を対前年度比1億8,750万円増の3億8,750万円を計上するものであります。

最後に、町債は、臨時財政対策債の減額等に伴い対前年度比1,008万9,000円減の2億2,123万8,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出の主なものにつきましては、

総務費において、行政事務包括委託料2億6,413万8,000円、ふるさと納税寄附金返礼品1億5,500万円、篠栗北地区産業団地看板設置工事1,234万4,000円、住居表示実施に係るシステム対応業務委託等1,292万2,000円、選挙運動公費負担金1,198万4,000円など、前年度比1億6,300万4,000円増の18億544万7,000円を計上するものであります。

次に、民生費におきましては、県介護保険広域連合費3億3,959万7,000円、自立支援サービス給付費9億5,480万円、予防事業委託料2,107万5,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金3億5,902万1,000円、児童運営費委託料10億8,851万8,000円、子どもの居場所支援整備事業補助金1,296万1,000円、児童館等業務指定管理料9,426万4,000円、児童館空調設備更新工事2,970万円、放課後児童健全育成事業費補助金2,548万円など、前年度比2億9,796万6,000円増の42億9,586万4,000円を計上するものであります。

次に、衛生費においては、出産・子育て応援交付金3,000万円、予防事業委託料1億889万2,000円、オアシス篠栗地下駐車場泡消火設備改修工事1,903万円、塵芥等収集運搬費2億1,097万6,000円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金4億1,950万7,000円など、前年度比2,658万9,000円減の、12億8,928万円を計上するものであります。

次に、農林水産業費においては、調査委託料2,618万円など、前年度比49万7,000円減の1億7,279万6,000円を計上するものであります。

次に、商工費においては、プレミアム付商品券補助金1,000万円など、前年度比2,474万7,000円増の1億517万9,000円を計上するものであります。

次に、土木費においては、道路改良工事1億500万円など、前年度比8,709万6,000円増の、4億957万9,000円を計上するものであります。

次に、消防費においては、備品購入費5,722万8,000円、粕屋南部消防本部分担金3億2,742万1,000円など、前年度比876万7,000円減の4億7,526万1,000円を計上するものであります。

次に、教育費においては、学校給食費補助金 8 8 5 万 5, 0 0 0 円、大規模改修・修繕工事 2, 0 3 7 万 2, 0 0 0 円、備品購入費 2, 1 5 4 万 3, 0 0 0 円など、前年度比 3, 0 5 8 万 8, 0 0 0 円増の、1 0 億 1, 6 6 6 万 3, 0 0 0 円を計上するものであります。

次に、公債費においては、起債元金及び利子償還費用として、前年度比 1 億 5 3 2 万 6, 0 0 0 円減の 7 億 5 7 0 万 1, 0 0 0 円を計上するものであります。

次に、諸支出金においては、特別会計等への繰出金 6 億 6, 4 7 8 万円など、前年度比 1, 2 1 4 万 9, 0 0 0 円増の 7 億 1 7 2 万 1, 0 0 0 円を計上するものであります。

また、債務負担行為について、令和 5 年度から令和 1 2 年度に立体駐車場管理業務委託 5, 5 4 4 万円を計上するものであります。

最後に、地方債については、臨時財政対策債のほか 6 つの事業債を総額 2 億 2, 1 3 3 万 8, 0 0 0 円計上するものであります。

議案第 2 6 号は「令和 5 年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」であります。

当該予算は、歳入・歳出予算総額 2 7 億 8, 6 0 5 万 5, 0 0 0 円で、前年度当初予算額に対し 0. 4 % 増となっております。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税 5 億 1, 7 4 9 万 7, 0 0 0 円、県支出金 1 9 億 8, 1 0 3 万 2, 0 0 0 円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費 1 9 億 3, 9 9 7 万 9, 0 0 0 円、国民健康保険事業費納付金 7 億 5, 6 7 7 万 6, 0 0 0 円を計上いたしております。

議案第 2 7 号は「令和 5 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。

当該予算は、歳入・歳出予算総額 4 億 8, 5 7 7 万 5, 0 0 0 円で、前年度当初予算額に対し約 8. 3 % の増となっております。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料 3 億 5, 6 3 1 万円、一般会計繰入金 1 億 2, 9 4 5 万 8, 0 0 0 円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 6, 4 5 4 万 9, 0 0 0 円を計上いたしております。

議案第 2 8 号は「令和 5 年度篠栗町水道事業会計予算について」であります。

当該予算は、対前年度比では、収益的収入 7. 8 % 増、支出 1. 3 % 減となり、資本的収入 2. 6 % 増、支出 2. 6 % 減となっております。

収益的収入及び支出におきましては、収益的収入6億4,055万3,000円、同支出5億5,080万6,000円で、8,974万7,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものといたしましては、水道使用料5億7,466万9,000円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、福岡地区水道企業団受水費1億9,915万2,000円、支払利息887万7,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出におきましては、資本的収入2億2,460万円、同支出3億8,345万6,000円で、1億5,885万6,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等1億5,885万6,000円で補填する予定であります。

収入の主なものといたしましては、企業債2億2,460万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、建設改良費2億5,447万4,000円、企業債償還金1億2,898万2,000円を計上いたしております。

議案第29号は「令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」であります。

当該予算は、対前年度比では、収益的収入3.3%増、支出4.4%増となり、資本的収入0.4%減、支出2.3%増となっております。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入8億9,606万3,000円、同支出8億8,534万4,000円で、1,071万9,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものといたしましては、下水道使用料5億827万9,000円、他会計負担金1億2,500万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、流域下水道維持管理負担金2億7,684万4,000円、支払利息9,346万7,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出におきましては、資本的収入4億1,695万8,000円、同支出5億8,861万8,000円で、1億7,166万円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等1億7,166万円で補填する予定であります。

収入の主なものといたしましては、企業債2億8,910万円、他会計負担金1億2,500万円。

支出の主なものとしたしましては、建設改良費 1,551万8,000円、流域下水道建設負担金 4,844万9,000円、企業債償還金 5億2,465万1,000円を計上いたしております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第3号から議案第29号までの27議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第3号は、人事案件ですので委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第4号から議案第21号までの18議案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設・文教厚生それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第22号から議案第29号までの予算関連8議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申合せにより、委員長は、7番、栗須信治議員、副委員長は、5番、古屋宏治議員です。

日程第5、議案第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

を議題といたします。

議案の説明を平山福祉課長に求めます。

はい、福祉課長。

○福祉課長（平山 智久） 議案の説明をいたします。

議案第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法昭和24年法律（第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所 糟屋郡篠栗町中央3丁目16番7号

氏名 西 邦彰

生年月日 昭和30年3月19日

令和5年3月1日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、人権擁護委員西宏円氏が令和5年6月30日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦するもの。

履歴書等につきましては、次ページに記載しておりますので御参照ください。

なお、任期につきましては、令和5年7月1日から令和8年6月30日まででございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの福祉課長の説明に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前11時00分

令和5年第1回(3月)

# 篠栗町議会定例会

3月3日(一般質問)

令和5年 第1回 定例会 会議録

日時 令和5年3月3日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	今長谷 寛	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長		ま ち づ く り 課 長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	花 田 篤
住 民 課 長	有 隅 哲 哉	健 康 課 長	村 瀬 菊 子
福 祉 課 長	平 山 智 久	産 業 観 光 課 長	松 熊 大
都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁	上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範
学 校 教 育 課 長	田 中 久 善	こ だ も 育 成 課 長	松 岡 秀 策
社 会 教 育 課 長	藤 幸 三	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 伯 和 久

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	生 野 崇
係 長	水 江 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

なお執行部では栗原会計課長が病気のため欠席しております。

傍聴に来庁されました皆様に、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております一般質問通告書一覧1ページの注意事項を熟読されまして、御協力いただきますようお願いいたします。

では、一般質問を行います。

質問者は1名でございます。

質問時間は申合せにより、答弁を除き1人30分以内とします。

この際、議員の皆様は議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議では、議論が活発になることが大事であることを考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムで、配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いに気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最後の日に議長判断を報告させていただきます。

御協力をお願いいたします。

それでは、質問を許可します。

質問順位1番、田辺弘之議員。

○議員（田辺 弘之） おはようございます。

今日は、私1人のために集まっただきありがとうございます。

議員8年間で、毎回毎回、一般質問をしてまいりましたが、1回だけ出来なかった。3年ぐらい前の6月議会で、申し合せて一般質問を中止しようということはありませんでしたが、何で出来なかったかという、後でお話ししますが、带状疱疹にかかりまして、議長にお許しをいただいて休みました。

それで、私も議会最後の質問になりますが、この带状疱疹の恐ろしさと、ワクチンの助成を本当にして欲しいと、私の体験談もお話しします。

どうか1人ですので、よろしく申し上げます。

带状疱疹は、ほとんどの人が持つ水痘・带状疱疹ウイルスによっておきます。

議長、マスクを外していいですか。

○議長（阿部 寛治） 外していいですよ。

○議員（田辺 弘之） これは50代以降に発症しやすく、80歳までに3人に1人がかかるとされており。

発症の主な要因は、免疫力の低下、ストレス、加齢によるものと言われており、コロナ禍では、ストレスなどの要因もあって、患者数が増えているとの報道もあります。

帯状疱疹は激痛を伴うことが多いが、かかった人のうち20%が帯状疱疹後神経痛となり、傷みのひどい場合は10年、一生続く場合もあるということです。

帯状疱疹を未然に防ぐには、従来からある水痘、いわゆる水疱瘡ワクチン、これは生ワクチンですが、2016年に帯状疱疹用のワクチンとして認可されました。2018年には不活化ワクチンが認可され、より高いデータも出ております。

2018年4月に北海道幌延町が全国で初めて、生ワクチンを1,000円で接種できる補助をし、本年2月の時点で55自治体が公費助成を実施しております。

東京都も、都全部で接種助成を行うことを決定されたという報道もございました。

平成25年に制定された、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の第4条3項には「健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進する」とあります。

病になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐという観点から、「帯状疱疹を未然に防ぐために」について、以下の質問をいたします。

- 1、令和2年度もしくは令和3年度に、篠栗町の帯状疱疹を発症した人数は。
- 2、帯状疱疹ワクチンの効果をどのように考えるか。
- 3、帯状疱疹ワクチンの周知と、接種の推進がなされているのか。
- 4、他自治体の帯状疱疹ワクチン公費助成の内容は。
- 5、帯状疱疹ワクチンの接種の助成についての考えは。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

田辺議員には、任期最後の議会において一般質問いただき誠にありがとうございました。

御質問は「帯状疱疹予防ワクチンの助成を」ということでございます。

御質問の中にもありましたように、帯状疱疹は、近年、ことに発症事例が多くなってまいりました。

発症による後遺症としての神経痛は10年間、あるいは一生続く場合もあるとの御指摘でございました。当然、その間医療機関に受診することになるわけでございますから、国保の場合であれば保険者としての篠栗町としても応分の負担増になることは明らかでございます。他の保険者においても同様でございます。

そうした観点から、発症事例が目立ってきた自治体においては、带状疱疹の発症を未然に防ぐために、ワクチン接種の補助に踏み切った自治体もだんだん増えてきたと聞き及んでおります。

そうした現状を踏まえて、御質問の各項目につきましては、健康課長が答弁をいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 健康課長。

○健康課長（村瀬 菊子） 健康課の村瀬でございます。

よろしく願いいたします。

1の「令和2年度もしくは令和3年度に篠栗町の带状疱疹を発症した人数は」の御質問にお答えいたします。自治体への報告する制度がないため、带状疱疹を発症した人数の把握は出来ておりません。

2の「带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えるか」につきましては、带状疱疹ワクチンは、接種により免疫を強化することで予防します。完全に防ぐものではありませんが、一定の予防効果はあると考えております。

3の「带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はなされているか」につきましては、带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進は、現在は行っておりませんが、今後、周知と接種の推進について、広報やホームページ等で行いたいと思います。

4の「他自治体の带状疱疹ワクチン公費助成の内容は」につきましては、ワクチンに対する助成金は、糟屋地区で実施している自治体はございません。近隣では、太宰府市が助成を行っております。太宰府市におかれましては、1人1回1万円の助成を行っております。

5の「带状疱疹ワクチンの接種の助成についての考えは」につきましては、带状疱疹の予防接種は、現在、任意接種とされております。厚生労働省の審議会では、感染や重症化の予防等の観点から、带状疱疹の定期的予防接種で用いる場合に期待される効果や、疾病負荷が十分に明らかにされていないなど、安全性について議論がなされております。

よって、町といたしましては、国や他の自治体の動向を注視し、今後検討してま

います。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問はありますか。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 篠栗町の人数は分からないということでしたけれども、厚生労働省を見ても人数はとっていないみたいで、篠栗町もないということは分かるんですが、兵庫の医師会とかが30年間、また有名なところでは、九州の宮崎スタディといって皮膚科の先生たちが21年間データをとったものがあります。それである程度、発症率が分かると思うんですけれども。

発症率はどのぐらいか分かりますか。

○議長（阿部 寛治） 健康課長。

○健康課長（村瀬 菊子） 御質問にお答えいたします。

带状疱疹の発症には加齢が関係しており、日本人では50代から带状疱疹の発症率が高くなります。

带状疱疹大規模疫学調査データに基づきまして算出しました推計値によりますと、50歳以上は約1.1%で、現在の篠栗町の人口に置き換えますと、152人と推計されます。特に、70歳以上が多いようです。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問は、ありますか。

どうぞ、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 「ワクチンの効果はどのように考えるか」ということで、具体的な答えはなかったんですけれども、ワクチンの効果はどのぐらいあるんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○健康課長（村瀬 菊子） 御質問にお答えいたします。

带状疱疹を予防するワクチンは、水疱瘡予防の生ワクチンである水痘ワクチンと、不活化ワクチンである带状疱疹ワクチンの2種類がございます。

水痘ワクチンの接種回数は1回で、効果としまして、50歳代は93.8%、60歳代は91.6%、70歳代は78.6%が水痘带状疱疹ウイルスに対する細胞性免疫が上昇したとの報告があります。

ただ、再接種は5年から7年後で、5年を超えますと、有効性は低下するとも言われております。

また、より効果の高い帯状疱疹ワクチンは、50歳以上の成人に2か月で2回接種し、帯状疱疹に対する有効性は、50歳以上で97.2%、70歳以上で89.8%あり、2回目接種後は、再接種の必要がなく、免疫の持続が9年後の時点でも確認されていると言われております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 私も、医療関係者のためのワクチンガイドラインで読んだのですけれども、最初お話しされたように、まだ、認可されたのが2016年と2018年ということで、やっぱり、はっきりしたことは、どのくらい効くかは書いてないけれど、一般的に言われるのが、生ワクチンが5年で半減するとか、それと今言われたように、不活化ワクチン、これが10年間ぐらいもつんだらうということで、あと、このワクチンの値段が、結構書いてありまして、生ワクチンのほうが安くて8,000円から1万円、これは1回で済むということですね。ただ、この生ワクチンに関しましては、2014年に、子どもの水疱瘡のワクチンが定期接種化されまして、1歳から3歳までですかね。それを使ってもいいということになったんですが、このワクチンは効果的ではあると思うのですけれども、妊婦さんとか免疫が弱い方には使えないという欠点がある。

もう1個、不活化ワクチン、これは非常にいいのですが、値段が高いんですね。2万円からだいたい2万5,000円ということで、2か月間ぐらいあけて、2回打たなくてはならないと非常に負担が大きいということになっています。

私もいろんなお話を聞くと、「どちらを打ちましたか」と聞くと、大体この不活化ワクチンの方が多いということだったんですけども。

去年、すごく話題になったのが、PPAPで有名なピコ太郎さんを有名にした、ジャスティン・ビーバーさんという人が、帯状疱疹に罹ったということで、あっという間に認知が高くなったんです。

この人は、とてもひどくて、帯状疱疹の怖さというか、いわゆる顔面神経痛になってしまったんですね。これは、ラムゼイハント症候群とって、これにかかると、だいたい完治する人は30%ぐらい、そして、ものすごい治療をしても、治る方が60%、あとの40%は顔面神経麻痺が残るということなんです。

このジャスティン・ビーバーさんは、世界ツアーをやろうと思ったんですけども、中止いたしまして、お金も持っているのでしょうけども、この方は完治したんですが、本当に悩まれた方が多いと。

私も、带状疱疹という名前は知っていたんですが、自分がかかるまでは、全く認識がなくて、実は、带状疱疹にかかったときに、私の妹に電話をすると、お父さんもお母さんもかかった、妹もかかった、と。そのことさえ、なんか意識もなかったぐらい、軽い病気とっていたんです。

それで、実際、私3年前、ちょうど定例会の最初の日の夜に、左足が痛み始めまして、ものすごく痛いから、原因が分からなくて、痛風とって。

そのうち、腰も痛いから、整形外科に行って、血液検査と、それとレントゲンを撮ってもらったら、どこも悪くないと。ものすごく痛いんですよ。

あのときもお話ししましたが、もう全く寝られないです。もうどうせMRI撮らなくちゃいけないということで、一般質問の日だったんですが、議長の許可を得て、飯塚の総合せき損センターに行きました。

ガイドラインも全部見て、もう絶対、脊柱管狭窄症だと思って、タオルと洗面器を持って入院するつもりでせき損センターに行って、先生に診てもらいました。MRIをとってもらったら、そしたら、どこも悪くないと。先生に「どこが悪いんですか」と聞いても分からないから、待たせていただいてもわからないということで、最終的に、10日ぐらいかかったときに、うちの妻が「お父さん、足にポツポツが出来ている、ひょっとしたら带状疱疹じゃないか」ということで、皮膚科に行くと、これは見事な带状疱疹ですということ。

だいたい带状疱疹というのは、一般的に言われているんですけども、上半身に出来やすいということで、胸のあたりとか、ひどい場合には、顔にも出たり、眼球に出て失明する場合があります。下半身にでることはあまりないということで、だいぶかかったんですけど、そのおかげで、今でもしびれが取れないというか、左足がものすごくしびれています。带状疱疹って本当にこんなに厳しいかなと思っていました。

それで、やっぱり、この带状疱疹の助成ということで、今、各自治体が、本当に、太宰府市も1万円を補助するとありましたけども。

今、152名ですかね、これは、かかった人かもしれませんが、名古屋市とか、ワクチンを積極的にやっているんですけども、大体、ワクチンの接種率は普通20%ぐらいなんですけども、带状疱疹も行いまして、これは1.3%ぐらいの人が接種していると。

带状疱疹のいいところは、ワクチンによって防げるということだと思います。

今、152人で、このワクチン、生ワクチンとして8,000円、公費助成して

いる55自治体でも、全部助成するところは、少ないんですけども、これを計算すると120万円ぐらいなんです。

それと、今ばたばたと計算すると、普通の帯状疱疹は、治療費が大体平均したら4万2,000円ぐらいだそうです。そして、今さっき話しました10年間続くかもしれないとかいう、町長の答弁にもありましたけども、それに関しては治療費が13万円ぐらいかかるんですかね。それで計算すると、152人（割合）でいくと、かかった場合は治療費が900万円ぐらいかかると。

そして、この中には、会社員もいると思うんですけども、大体この帯状疱疹というのは加齢で多いから、50歳以上が罹ってしまう。特に65歳過ぎると、ものすごく罹る割合が高くなるから、やっぱり、国保でやる方が非常に多いと。自治体にとっても負担になるということで、やっぱり、これは120万円で済むのだったら、1.3倍かけても、165万円ぐらいですか。

そしたら、その900万円かかるよりも非常に効率がいいと思うんですけども、それに関しては、どうでしょうか。

町長、ちょっと答えていただけますか。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） まず、私の冒頭の答弁のところで申し上げましたように、自治体としては、治療費に係る国保の保険者としての負担分と、ワクチン接種による補助の負担の割合の比率をどう考えるかという今のお話のところが1番考えるポイントになろうかと思っております。

もちろん、持続可能な社会保障制度の確立を図るための法律に基づく疾病予防という観点からの話でございますが、そういうことで、私どもも、まずは、ここ数年度の中で、しっかり実態を把握いたしまして、数字的に裏づけがとれたら、今のお話のようなことも考えた上で補助に踏み切ったほうが、これは将来町の負担も少なくなるということ判断した上で取り組むという流れになろうかと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） どうかよろしくお願いします。

私も、自分の治療費を見てみました。すぐに帯状疱疹とわかれば、帯状疱疹の薬って高いんです。普通、薬価が、高いものでも150円ぐらい、帯状疱疹は1,300円もするんです。これを、2週間くらい飲んだら、やっぱり2万円近くなる。私は、最初、帯状疱疹だと分からなかったから、せき損センターに行って、3万円ぐらい払っているんです。これは、3割負担だから、考えたら10何万円払ってい

るわけですね。

「带状疱疹とはどういう病気か」とホームページにも掲載する方向とありますけれども、最初からどういう病気なのかということをお皆さんが少しでも知っておけば、ちょっと出たら、痛んだら、ひょっとしたら带状疱疹かもしれないと、そうしたら、やっぱり医療費の負担も少なくなるということ。

もう一つは、知らしめていくというか、今、特に、2017年に、ノーベル賞をとったシカゴ大学の教授のリチャード・セイラー教授が「行動経済学」ということを言われました。何で有名になったかということ、「ナッジ」ということを、皆さん、御存じと思うんですが、何かのきっかけでとか、後押ししてあげるとか、日本語でもっと簡単というと「誘導」ですね、「どこかに誘導する」と。

だから、町の役場でも、例えば、アクリル版があって、ここにパンフレットが置いてあるとか、チラッと目がつくと、これを見てみようか、という周知の仕方とか、1番有名なのは、そこのトイレもちょっと汚いですが、この「ナッジ」を応用して、アムステルダムで、男性トイレに、あんまり汚いから横に飛ばすから、日本人は余りないと思うんですが、こうやってハエを一匹書いたんですよ。そしたら、清掃費が80%軽減されたという有名な話があります。

だから、誘導という意味では、こうやって、ホームページとかそういうもので、带状疱疹のことをしっかり書いていたら、ひょっとしたらいいかもしれないということ、大分経費が少なくなるんじゃないかと考えます。

それともう一つ、行動経済学は、マクロ経済学の主な二つの柱のうちの一つなんですけど、もう一つ「ゲーム理論」というのがあるんですね。人類史上最高の知性フォン・ノイマンという人が考えたゲーム理論、囚人のゲームとか有名なんですけども。やっぱりそのゲーム理論の中で、自治体でも今ゲーム理論を使うことが多くなっておりまして。どこに、ただいろんな利益が、こうやって、相互すると、数値的にどうやったら1番効果的なのかと。

この間の全員協議会の時に報告で、民生費が非常に上がっていると、前は25%ぐらいで、今40%、非常に予算も逼迫しておりますけども、やっぱりどこに使えば1番効果的かと、町長も答弁で、答えていただきましたけども、やっぱり検証していただいて、少しでも「町民の命を守るささぐりづくり」、もう条例もありますけども、やっぱり少しでも防げると。

最後になりますが、やはり带状疱疹が本当に怖いと思ったのは、90歳で元気な方が知人でありまして、もうバイクをしょっちゅう乗りまわしていた高齢の方が、

帯状疱疹にかかって、あっという間に亡くなられたんですよね。

だから、やっぱり防げるものは防ぐという観点から、どうか、この帯状疱疹のワクチン、全国的にも、愛知県もこれから県のほうで考えてみようと、福岡県もなるかもしれませんけども、少しでも、やっぱり認知も高くしていただく。そして、またこういうことを防ぐという御努力も含めて、どうかよろしく願いますということ要望いたしまして、私の最後の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） ほかにないようですので、これをもちまして散会と致します。

散会 午前10時28分

令和5年第1回(3月)

# 篠栗町議会定例会

3月13日 (採決)

令和5年 第1回 定例会 会議録

日時 令和5年3月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	今長谷 寛	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長		ま ち づ く り 課 長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	花 田 篤
住 民 課 長	有 隅 哲 哉	健 康 課 長	村 瀬 菊 子
福 祉 課 長	平 山 智 久	産 業 観 光 課 長	松 熊 大
都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁	上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範
学 校 教 育 課 長	田 中 久 善	こ だ も 育 成 課 長	松 岡 秀 策
社 会 教 育 課 長	藤 幸 三	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 伯 和 久

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	生 野 崇
係 長	水 江 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で会議は成立いたします。

なお、本日執行部で、栗原会計課長が病氣療養のため欠席しております。

では、本日の日程に入ります前に、3月3日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。発言内容を慎重に検討し字句等の訂正及び取消しを行っております、御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第4号「篠栗町個人情報保護法施行条例の制定について」を議題といたします。本案は、総務建設常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第4号「篠栗町個人情報保護法施行条例の制定について」

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例を制定することについて議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、個人情報保護条例において定められている規定が、個人情報の保護に関する法律により、全国統一的な規定として適用されることから、法に条例委任されている事項等を本条例で規定するものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第5号「篠栗町男女共同参画推進条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第5号「篠栗町男女共同参画推進条例の制定について」

本議案は、篠栗町における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する取組を総括的かつ計画的に推進するため、本条例を制定するものであります。

制定の主な内容は、男女共同参画社会を実現するための基本理念を定め、町、町民、自治組織、教育に関わるもの、事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めるものであります。

この条例については公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第6号「こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関連法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理する条例の制定について」を議題といたします。

本案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会 委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第6号「こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

本議案は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、令和5年4月から施行されることに伴い、関係条例について所要の規定を整備するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、法律から引用している条項の整合を図るものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 委員長、これ、関係条例の整理に関する条例ですが、条例の整理というのは、未来永劫続くものなんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会 委員長（栗須 信治） はい。今、荒牧議員から質疑をいただきましたが、当委員会におきましては、この案件については、質疑はございませんでしたので、私の発言は控えたいと思います。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 質疑は、ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号「篠栗町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び篠栗町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

○議長（阿部 寛治） はい、古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第7号「篠栗町公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例及び篠栗町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町個人情報保護法施行条例の制定に伴い、篠栗町個人情報保護条例を廃止することから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、本条例中、篠栗町個人情報保護条例で、規定されている事項について、篠栗町個人情報保護法施行条例及び篠栗町議会の個人情報の保護に関する条例で、新たに規定されているものに改定を行うものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号「篠栗町印鑑条例及び篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。栗須委員長。

○文教厚生常任委員会 委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第8号「篠栗町印鑑条例及び篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、印鑑登録証明書及び住民票のコンビニ交付利用について、マイナンバーカードのみの利用としているところをスマートフォン搭載の電子証明書でも利用できるように変更するものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号「篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第9号「篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町地域防災計画の改定により、篠栗町災害対策本部の組織体制を見直すことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、災害対策本部を本部会議及び本部運営室に見直すとともに、その組織の機能や役割を明確化するものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号「篠栗町職員の公共的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第10号「篠栗町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、公益的法人等へ再任用職員についても派遣できるようにすること及びその派遣団体として、一般社団法人篠栗町観光協会を追加するため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求められたものであります。この条例については令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号「篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第11号「篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、議会議員の報酬において、平成9年4月1日以降、額の改定が行われておらず、その間に社会経済情勢は大きな変化を見せていることに伴い、報酬額を改定するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

なお、篠栗町特別職給料等審議会条例第2条の規定に基づき、あらかじめ篠栗町

特別職給料等審議会の意見を聴取されております。

この条例については令和5年5月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第12号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第12号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、監査委員の報酬において、代表監査委員については平成26年4月1日以降、議会選出監査委員については平成10年4月1日以降、額の改定が行われておらず、その間に社会経済情勢は大きな変化を見せ、その職責は重さを増していること、また、糟屋地区内での均衡を図ることに伴い、報酬額を改定するため本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

なお、委員会において、代表監査委員の実務・実働内容を日当単価に換算した際の単価が安価ではないかとの意見があり、さらなる改定をするべきとの提案がございました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第13号「篠栗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第13号、「篠栗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、常勤の特別職の給料において、平成9年4月1日以降、額の改定が行われておらず、その間に社会経済情勢は大きな変化を見せ、その職責は重さを増していること。また、糟屋地区内での均衡を図ることに伴い、給料額を改定するため本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

なお、篠栗町特別職給料等審議会条例第2条の規定に基づき、あらかじめ篠栗町特別職給料等審議会の意見を徴収されております。

この条例については令和5年4月1日から施行されます。

なお、委員会において、特別職と議員が担う職責を比較した際、今回の報酬の上昇額では、十分満たされていないとの反対意見がございました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○議員（荒牧 泰範） はい、委員長。

○議長（阿部 寛治） はい、反対討論、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

議案第13号に反対いたします。まず初めに、議案第11号において、議会サイドからの提出でなく、執行部の御厚意による議員報酬増額に心より感謝申し上げます。ただ、議員報酬増額率は8.6%であります。町長給料の増額率は0.8%にとどまり、提案理由の社会経済情勢の変化には遠く及ばないものと考えます。

加えて、近年の異常気象による甚大な被害をこうむった我が町の町長職は眠れないような日々が幾度もあったと思われまふ。災害や戦争等で、社会情勢が大きく変化した中、これからは、なお一層の努力を強いられることとなります。副町長職も同様で、教育長においては町の未来を担う子供たちの育成や社会教育の充実など、こちらにも重責でございます。

適正な増額の再提案を求めて反対いたします。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第14号「篠栗町国民健康保険税の条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員会 委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第14号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険税の賦課限度額について、後期高齢者支援金分を2万円引き上げるものと、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を5割軽減の基準については5,000円、2割軽減の基準については、1万5,000円引き上げるものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第15号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する狂犬病予防法の特例の適用により、簡素化される犬の登録事務に関わる手数料を無料とする必要があるため、

本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は畜犬登録手数料について、マイクロチップによる登録については手数料を無料とするものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号「篠栗町総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会 委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第16号「篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町総合保健福祉センターのカラオケルームを授乳室へ変更することに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、本条例の別表中カラオケの項を削除するものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第17号「篠栗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりますので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員会 委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第17号「篠栗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、障がい者施設等に入所した場合の特例が適用される施設に老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム介護保険法第8条第11項に規定する特定施設、または、同条第25条に規定する介護保険施設を追加するものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第18号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○文教厚生常任委員会 委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第18号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」  
本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、出産育児一時金の基本額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げるものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第19号「字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○文教厚生常任委員会 委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第19号「字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について」

本議案は、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町(丁目)の区域を設定するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

内容は、「大字田中」「大字尾仲」の一部区域を廃止し、新たに「田中1丁目から田中4丁目」までの町(丁目)の区域を設定するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第20号「町道の認定について」を議題といたします。

本案は総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第20号「町道の認定について」

本議案は、宅地開発により造成された篠栗町へ帰属された道路を、新規路線として町道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

認定路線名は、「津波黒地区37号線」「高田地区31号線」「乙犬地区37号線」「篠栗地区61号線」及び「篠栗地区62号線」であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第21号「町道の路線変更について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、古屋委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第21号「町道の路線変更について」本議案は、宅地開発により既存道路の終点、延長及び幅員が変更となるため、道路法第10条第3項の規定により路線を変更するため、議会の議決を求められたものであります。

変更路線名は「篠栗地区24号線」であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第22号「令和4年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第22号「令和4年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」

本議案は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,795万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ125億3,450万1,000円とするものであります。

歳出における主な事業では、企画費、ふるさと寄附金返礼品に1,600万円、ふるさと寄附金支援業務委託料に572万円、総合保健福祉センター運営費、防災監視盤及び非常放送アンテナ架更新工事に962万2,000円、基金費、財政調整基金利子積立金ほか3億5,147万2,000円を補正するものです。その他、事業費の確定、入札執行残、経費削減等による執行残等での減額補正を行っております。

主な歳入では、地方消費税交付金7,000万円増、地方交付税4,881万3,000円の増、国庫支出金7,743万6,000円の減、県支出金3,069万5,000円の減、寄附金4,100万8,000円の増とするものであります。

繰越明許費補正については、（戸籍情報システム改修業務委託）に471万9,000円、（オアシス篠栗防災監視盤及び非常放送アンテナ架更新工事）に1,399万2,000円、（脱炭素ロードマップ策定業務委託）に1,371万7,000

円、（城戸地区歩道整備工事）に600万円、（都市計画マスタープラン中間改訂業務委託）に840万6,000円を追加するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細については省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成のとおり、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第23号「令和4年度篠栗町国民保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第23号、「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に歳入歳出それぞれ666万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,826万円とするものであります。

補正予算内容は、歳出において実績見込みにより、後期高齢者医療広域連合納付金666万6,000円を増額補正。

歳入において後期高齢者医療保険料のうち、特別徴収保険料を375万4,000円増額補正し、普通徴収保険料を476万8,000円を増額補正。繰入金を2

63万6,000円の減額補正のほか、予算整理をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細については省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの報告の前に、議案第23号を国民健康保険と私が言っておりましたが、委員長が言うように「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」を、今、報告してもらいました。

大変失礼しました。

では、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第24号「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第24号「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第4号）について」

本議案は令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計に、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出800万円を追加し、収益的支出の総額を8億5,460万2,000円とし、収益支出額に対し1,268万5,000円の黒字予算とするものであります。

補正予算の内容は、支出において消費税及び地方消費税の増額補正であります。  
全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第25号「令和5年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） はい、報告いたします。

議案第25号「令和5年度篠栗町一般会計予算について」、本議案は令和5年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ111億1,489万2,000円とするものであります。前年度当初予算に対し、4億8,400万7,000円の増額となっております。

主な増額の要因は、ふるさと寄附金に対する返礼品、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る経費、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金、消防団本部班タンク車更新、篠栗中学校給食食器洗浄システム更新などであります。

また主な減額要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の縮小、同報系無線設備更新業務、児童館LED化工事、カブトの森公園高圧ケーブル取替工事の終了及び臨時財政対策債の減額等に伴う公債費の減少などであります。

地方債について、地方債の限度額は臨時財政対策、緊急防災・減災事業のほか合計7の事業債で、総額2億2,123万8,000円計上されております。

なお2款1項6目企画費において、北地区産業団地看板設置工事費用が高額により反対の意見が出されております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて、原案のとおり可決いたしております。

なお、本議案に対しまして歳出予算の3款1項2目の敬老祝い金給付事業が縮小予算化されたことについての代替事業等の予算を、令和5年度に補正予算計上することの附帯決議を議員全員賛成にて可決しております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

はい、藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 議席番号2番、藤木高裕でございます。

予算書、2款1項6目14節施設整備工事費、この工事費は篠栗北地区産業団地に2か所の看板を設置するものです。この看板1か所600万円強という高額な費用を、なぜ町が全額負担して建てなければいけないのか、納得出来ません。

よって、議案書第25号に反対の意を表します。

○議長（阿部 寛治） 続いて、賛成討論を行います。

賛成討論はありませんか。

続いて反対討論はございませんか。

討論がないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23、発議第3号、「議案第25号 令和5年度篠栗町一般会計予算に対する附帯決議について」を議題といたします。

お諮りします。本発議は、予算特別委員会において協議を行い、議員全員にて発議を行っておりますので、篠栗町議会会議規則第39条第2項により、趣旨説明及び討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

では、議会事務局長に発議の朗読をさせます。

○議会事務局長(水江 靖浩) 発議第3号、篠栗町議会阿部寛治殿、「議案第25号 令和5年度篠栗町一般会計予算に対する附帯決議について」

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則(昭和39年議会規則第1号)第14条第2項の規定により提出する。

令和5年3月13日

提出者 篠栗町議会議員 栗須信治

賛成者 篠栗町議会議員、古屋宏治、村瀬敬太郎、松田國守、荒牧泰範、今長谷武和、田辺弘之、品川静、横山和輝、藤木高裕、岩下勝正。

提案理由、令和5年度篠栗町一般会計当初予算において縮小された敬老事業の代替事業等を、令和5年度篠栗町一般会計補正予算などでの計上を要望するため。

「議案第25号 令和5年度篠栗町一般会計予算に対する附帯決議」

令和5年度篠栗町一般会計予算において計上された3款1項2目の報償費において実施する敬老祝金支給事業について、前年まで計上されていた77歳、99歳以上の高齢者に対する支給分が縮小された。

敬老事業は、町が多年にわたり社会に貢献されてきた高齢者の方に対して敬意を表する事業として、長年実施されてきたものである。このたび、町は高齢者を取り巻く諸情勢の変化、近隣自治体の状況を鑑み、本事業の縮小を決定した。

高齢者の方が増加する中、また、町として今後公共施設の更新など多大な費用を要する見込みがある中で、同規模を維持しての事業の実施が困難となる可能性に対しては、一定の理解をする。しかし今回の削減については、早急な方針表明であり、当事者の方に対する理由の説明など不十分であると思われる。本事業は、長年にわたり実施され、高齢者の方からは継続を望む声や丁寧な説明を求める声があることが予想される。

そのことから、本事業の本年度同様の規模での継続、もしくは高齢者の方が篠栗

町に住んで良かったと感じ、心が温まるような代替の施策を令和5年度篠栗町一般会計補正予算などでの計上を要望するとともに、本事業の縮小理由については、当事者の方に対して丁寧な説明を要望することを附帯決議とする。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの発議に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、ただいまから採決を行います。

発議第3号について、本案に賛成の方は御起立願います。

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第26号「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第26号「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」

本議案は、令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入・歳出それぞれ27億8,605万5,000円とするもので、前年度当初予算額に対し0.4%の増となっております。

歳出の主なものは、保険給付費19億3,997万9,000円、国民健康保険事業費納付金7億5,677万6,000円で、歳入の主なものは、国民健康保険税5億1,749万7,000円、保険給付費等交付金の県補助金19億8,103万2,000円であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細については省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第27号「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第27号「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」

本議案は、令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を、歳入・歳出それぞれ4億8,577万5,000円とするもので、前年度当初予算額に対して約8.3%の増となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億6,454万9,000円で、歳入の主なものは後期高齢者医療保険料3億5,631万円、一般会計繰入金1億2,945万8,000円であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定すること

に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第28号「令和5年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第28号「令和5年度篠栗町水道事業会計予算について」

本議案は令和5年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額は6億4,055万3,000円に対し、支出の予定額は5億5,080万6,000円となり、8,974万7,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額2億2,460万円に対し、支出の予定額を3億8,345万6,000円とし、資本的支出額に対し、不足する1億5,885万6,000円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第29号「令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」を議題といたいたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第29号「令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」

本議案は、令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額は8億9,606万3,000円に対し、支出の予定額は8億8,534万4,000円となり、1,071万9,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額は4億1,695万8,000円に対し、支出の予定額を5億8,861万8,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億7,166万円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、発議第1号「篠栗町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

お諮りします。

本発議は、全員協議会において協議を行い議員全員にて発議を行っておりますので、篠栗町議会会議規則第39条第2項によって、趣旨説明及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

では、議会事務局長より発議の朗読をさせます。

水江事務局長。

○議会事務局長(水江 靖浩) 発議第1号、篠栗町議会 阿部寛治殿、「篠栗町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則(昭和39年議会規則第1号)第14条第2項の規定により提出する。

令和5年3月13日

提出者 篠栗町議会議員 松田國守、

賛成者 篠栗町議会議員 村瀬敬太郎、荒牧泰範、今長谷武和、栗須信治、田辺弘之、品川静、古屋宏治、横山和輝、藤木高裕、岩下勝正。

提案理由、令和5年4月1日に施行される新個人情報保護法において、地方公共団体の機関の定義から議会が除外されるため、議会において独自に個人情報保護のための必要な措置を講じるため。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの発議に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

それではただいまから採決を行います。

発議第1号について本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第 29、発議第 2 号「篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

お諮りします。

本発議も全員協議会において協議を行い、議員全員で発議を行っておりますので、篠栗町議会会議規則第 39 条第 2 項によって、趣旨説明及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議会事務局長に発議の朗読をさせます。

水江事務局長。

○議会事務局長(水江 靖浩) 発議第 2 号、篠栗町議会 議長 阿部寛治殿、「篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則(昭和 39 年議会規則第 1 号)第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 5 年 3 月 13 日

提出者 篠栗町議会議員 松田國守、

賛成者 篠栗町議会議員 村瀬敬太郎、田辺弘之、岩下勝正、栗須信治、藤木高裕、今長谷武和、横山和輝、荒牧泰範、品川静、古屋宏治。

提案理由、文教厚生常任委員会の所管に関する標記を整理するため。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの発議に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

それではただいまから採決を行います。

発議第 2 号について、本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 30、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から会議規則第 75 条の規定により、御手元のタブ

レットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

総務建設・文教厚生両委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) よって、そのように決定しました。

○議員(荒牧 泰範) 議長、確認させてもらっていいですか。

○議長(阿部 寛治) どうぞ。

○議員(荒牧 泰範) 文教厚生の方は、1番下、これでいいんですか。

○議長(阿部 寛治) 1番下、1番下ってどういう意味ですか。

発議の内容ですか。

(文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査に、発議2号文教厚生常任委員会の所管に関する標記を整理が)反映していないとっているんですか。

今日、みんなから賛成していただいたわけですから、これに足りない部分があると思いますが、それは、次回(公布の日)からでお願いします。

次に、お諮りいたします。

○議長(阿部 寛治) 本会議中の誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任して頂きたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって朗読・誤読などによる字句数字等の整理訂正は、議長に委任していただくことを決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和5年第1回定例会の閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の人事案1件、「篠栗町個人情報保護法施行条例の制定について」をはじめ条例案15件、「字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について」、「町道の認定について」、「町道の路線変更について」の3件、令和4年度補正予算3件、令和5年度当初予算5件の

上程いたしました27議案について、全て可決いただきましたことに感謝いたします。

また、議員発議として「議案第25号、令和5年度篠栗町一般会計予算」に対する附帯決議が全員賛成にて可決されました。

内容は、執行部が提案した、3款1項2目報償費において、敬老祝金支給事業における77歳・99歳以上の高齢者に対する支給分の縮小について、当事者の方に対する縮小理由の説明が不十分であることを踏まえ、本事業を令和4年度と同規模での継続もしくは、高齢者の方が篠栗町に住んでよかったと感じ、心が温まるような代替の施策を、令和5年度篠栗町一般会計補正予算などでの計上を要望するとともに、本事業の縮小利用については、当事者の方に対して丁寧な説明を要望されたものでございました。

執行部といたしましては、本定例会初日の全員協議会において、本事業の縮小理由について、今後増加する高齢者人口の動向について等、縮小を提案するに至った背景を十分説明したつもりではございましたが、説明が足りなかったことを反省いたしております。

ただいまの附帯決議を重く受け止め、令和5年議会第2回定例会において、今後の敬老祝金事業のあり方について、しっかりと御説明し、御議論をいただきたいと考えますので、何とぞよろしくお願いいたします。

令和5年度当初予算では、令和4年度と比べて予算総額で4億8,400万円、率にして4.6%増の111億1,400万円余となりました。

主な増加要因といたしましては、ふるさと寄附金に対する返礼品、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る経費や、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の増加などでありました。

予算特別委員会の中での御意見にもありましたが、今後は、当初予算を組むに当たっては、予算額の決定について、これまで以上に査定をしっかりと行い、限られた財源を有効に活用できるよう、予算編成に努めてまいります。また、予算審議の際にいただいた貴重なご意見を十分踏まえながら、節約すべきところは節約し、また執行に当たって見直すべきところは補正案を議会に上程させていただきまして、議会のチェックのもとに粛々と行政運営を行ってまいりたいと考えております。

ただいま成立いたしました、令和5年度予算に基づく事業計画を早期に実行するため、各課ともできるだけ仕事を前倒しして取り組んでまいりますので何卒よろしくお願いいたします。

最後に、本年4月末日をもって、議員の皆様が任期が終了いたしますが、4年間の議員の皆様のお御尽力に心から感謝申し上げます。

私は、令和元年5月13日開会の今期の初議会におきまして、

『篠栗町議会におかれましては、これからの4年間、自治体運営の指針ともいえるべき地方自治法第1条の2第1項に謳う「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」を常に意識していただき、憲法第93条に定める「議事機関」としての篠栗町議会の機能を十分に発揮していただき、篠栗町行政全般にわたる最高の意思決定機関として運営されることを願いますとともに、行政のチェック機関として、執行部に対しましてご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。』と、ご挨拶申し上げます。

4年間を振り返りますと、阿部議長の強いリーダーシップのもと所期の目的を果たしていただきましたことに改めて感謝申し上げます。

篠栗町に奉職する役職員を代表いたしましてお礼を申し上げます。

4年間誠にありがとうございました。

改選後の議会におきましても引き続き、行政のチェック機関として行政とともに篠栗町を発展に導く車の両輪としてのご尽力を賜りたいと願っております。

このたび御勇退されます、阿部議長、松田議員、田辺議員には大変ご苦労さまでございました。永年にわたり、町政発展のためにご尽力賜りましたこと、町民を代表してお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。今後は、篠栗町議会議員OBとして、篠栗町の発展のため、地域の活性化のために、引き続きお力を賜りたいと思います。何卒よろしく願いいたします。

また、新たな御自身の活躍の場を求めて、今期でご退任されるとお聞きしております藤木議員におかれましては、新天地での更なるご活躍をお祈りしております。どうもありがとうございました。

3月限りで定年退職される松岡こども育成課長には、永い間の行政職員としてのお勤め大変御苦労さまでした。行政という柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全ういただきましたことに、この場をお借りして、私からも心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

最後に、4月23日に向けての議員の皆様方のご健闘を祈念申し上げます、令和5年第1回定例会閉会の挨拶といたします。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） それでは、町長からの御挨拶がありましたので、改めて議長からも挨拶をさせていただきます。

ここで、任期最後の議会を閉会するに当たり議会を代表して一言挨拶を申し上げます。

本定例会は3月1日に開会し、本日をもって閉会いたします。

が、議会審議に関しまして、三浦町長はじめ町執行部の皆様方には、積極的に御理解と御協力をいただきましたこと真摯な対応に深く感謝しております。

また、松岡こども育成課長におかれましては、今年度をもって退職されると聞き及んでおります。長い間、篠栗町の発展充実のために、鋭意ご尽力されましたことに深く感謝申し上げます。今後は、今まで養われてきました知識や技術、人脈を通じて、地域や家庭において、大いに発揮され、さらなるご活躍を期待しております。

また議長として、過去4年間の議会運営・議事進行につきましては、議員の皆様方の熱心な御指導、御協力のもと、大過なく職責を全うさせていただきましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

私たち議員の任期も4月末をもって満了することになりますが、来るべき選挙に出馬される皆様方におかれましては、御健闘の上に見事な栄冠を勝ち取られまして、町政の発展、議会改革、そして、町民生活の向上のために、再びこの議場でお会い出来ますことを心から祈念申し上げます。

最後になりましたが、篠栗町のますますの発展と皆様方の御健勝御多幸を心から祈念申し上げまして、お礼を兼ね、御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議会事務局長（水江 靖浩） 議長。

○議長（阿部 寛治） はい、局長、どうぞ。

○議会事務局長（水江 靖浩） ここで報告させていただきます。

長年にわたり、議会議長としての、地方自治の振興に寄与した功績により、全国町村議会議長及び福岡県町村議会議長会から、阿部寛治議長に対しまして、表彰状及び記念品が贈られております。この場をお借りいたしまして、表彰状の伝達式を行いたいと思います。

よろしく願いいたします。

それでは阿部議長、前のほうによろしく願いいたします。

○副議長（村瀬 敬太郎）

表彰状

福岡県篠栗町 阿部寛治殿

あなたは町村議会議長として、多年にわたり地域の振興発展に寄与貢献せられた功績は誠に多大であります。よってここにこれを表彰します。

全国町村議会議長会会長 南雲正。

表彰状

糟屋郡篠栗町議会 議長 阿部寛治殿

貴殿は町村議会議長として、多年にわたり議会制度の高揚と地方自治の振興発展に貢献せられ、特に大きな功績を残されました。

よってこれを表彰します。

福岡県町村議会議長会会長 畠田勝廣。

以上で、本日の会議を閉じます。

○議長（阿部 寛治） これをもちまして、令和5年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時45分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

荒牧 泰範

---

篠栗町議会議員

岩下 勝正

---